

## ○第2次北秋田市総合計画策定審議会及び北秋田市総合戦略会議委員公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、第2次北秋田市総合計画策定審議会設置要綱第3条第2項及び北秋田市総合戦略会議設置要項第3条第2項に規定する公募による各委員の選考について、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 公募委員に応募することができる者は、市政に関心のある市民で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する満18歳以上の者であること。
- (2) 平日の日中の会議に参加できる者であること。
- (3) 現職の国、県、市議会議員又は国・地方公共団体の職員でないこと。

### (応募方法)

第3条 公募委員に応募しようとする者は、第2次北秋田市総合計画策定審議会及び北秋田市総合戦略会議委員応募申込書（別記様式。以下「応募用紙」という。）を総合政策課に提出しなければならない。

- 2 応募用紙の受付期間は、平成27年5月1日から同年5月20日までとする。ただし、受付最終日においては、午後5時15分に締め切るものとする。
- 3 応募用紙の提出方法は、持参、郵送又は電子メールによるものとする。

### (公募委員の数)

第4条 公募委員の数は、第2次北秋田市総合計画策定審議会委員は2名以内、北秋田市総合戦略会議委員は5名以内とする。

### (報酬)

第5条 委員会の出席に対する報酬は、予算で定めるところによる。

### (選考委員会の設置)

第6条 公募委員を選考するため、第2次北秋田市総合計画策定審議会及び北秋田市総合戦略会議委員公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員3名をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 総務課長
  - (3) 総合政策課長

4 選考委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

5 選考委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(選考)

第7条 選考委員会は、応募時に提出された書類について、次の採点項目ごとに5点の配点で評価を行う。

(1) 応募動機の明確度(応募した動機が明瞭で参加する熱意や意欲を期待できること。)

(2) 積極的・建設的発言の期待度(積極的な発言が期待され、かつ、公平な立場での建設的意見が期待できること。)

(3) 地域の貢献度(地域での活動経験から地域との協働を推進するため建設的な意見を期待できること。)

2 選考委員会は、前項の評価点の合計が高い者から順に、年齢、性別等のバランスを考慮して公募委員を選考する。

3 選考委員会は、前項により選考した結果を市長に報告する。

(委員の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第3項の報告に基づき、公募委員の採否を決定し、応募者ごとの結果を全ての応募者に通知する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。

2 この要領は、第8条の規定による通知をした日にその効力を失う。